

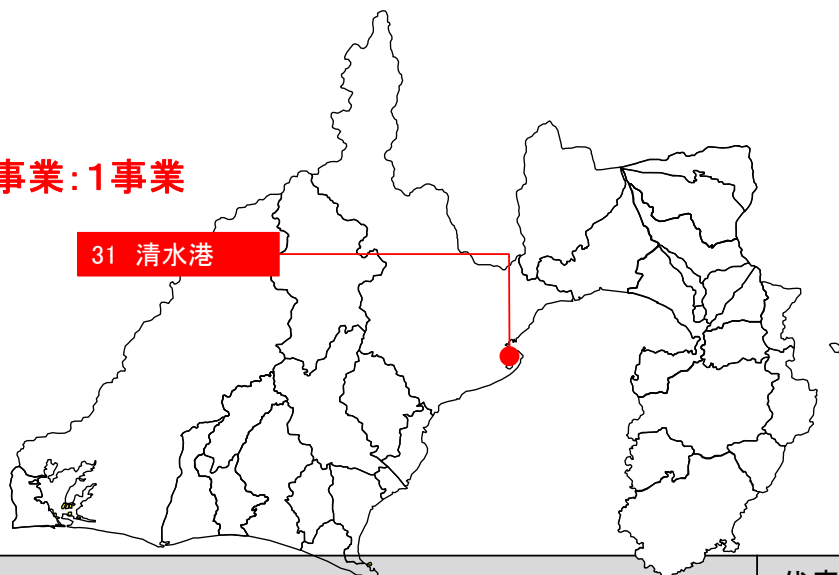
番号	31	令和8年度公共事業再評価調書				担当課名	港湾整備課																									
事業名	廃棄物処理施設等整備事業				事業主体	静岡県																										
ふりがな	しみずこう みほちく				関係市町	静岡市																										
箇所名	清水港（三保地区）																															
事業採択年度	昭和 50 年度		計画期間	昭和50年度 ～ 令和13年度																												
用地着手年度	昭和 - 年度		工事着手年度	昭和 50 年度																												
再評価理由※	前回再評価後5年経過																															
全体事業費	百万円 10,105	投資状況 (百万円)	～R6年度 9,905	R7年度 0	R8年度見込 0	計 9,905																										
事業概要	(1)事業目的 清水港では、船舶の安全航行を目的とした航路等の維持浚渫が必要であるが、浚渫土砂の処分場の確保が困難となっている。これを解消するため、港内に外周護岸を建設して浚渫土砂の海面埋立処分地の確保を図る。 (2)事業内容 外周護岸： 1,442 m																															
【視点1】	(1)事業を巡る社会経済情勢等の変化 近年、都市化の進展や環境保全等の観点から、浚渫土砂の内陸処分や海洋投棄がますます困難となっており、海面埋立てによる処分場の要請が極めて強くなっている。 (2)事業の投資効果 ○費用便益分析結果（令和 8 年度時点） <table><thead><tr><th>B/C（i=4%）</th><th>参考:B/C（i=2%）</th><th>参考:B/C（i=1%）</th><th>EIRR</th></tr></thead><tbody><tr><td>1.2</td><td>1.6</td><td>2.0</td><td>5.1%</td></tr></tbody></table> ・総便益（B） 1,087.8 億円（処理費用コスト低減便益：1,038.4億円、残存価値：49.4億円） ・総費用（C） 924.6 億円（建設費：924.6億円） ○見込まれる効果（定性的な効果） ・海面処分場が整備されない場合における最終処分（陸上処分）と比較して、浚渫土が発生地の近傍で適正に処分されることになる。その結果、処分にかかるコストが削減される。 ・供用期間後の海面処分場は、新たな土地となり、資産が創出される。 (3)事業の進捗状況（令和 年度見込み） <table><thead><tr><th>区 分</th><th>進捗率</th><th>内 訳</th></tr></thead><tbody><tr><td>事業費</td><td>98.0%</td><td>（ 9,905 百万円 ／ 10,105 百万円 ）</td></tr><tr><td rowspan="2">事業量</td><td>護岸工</td><td>97.9%（ 1,412 m ／ 1,442 m ）</td></tr><tr><td></td><td>（ ／ ）</td></tr><tr><td>用地取得</td><td></td><td>（ m2 ／ m2 ）</td></tr></tbody></table> <table><thead><tr><th>評価</th><th>継続が妥当</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>						B/C（i=4%）	参考:B/C（i=2%）	参考:B/C（i=1%）	EIRR	1.2	1.6	2.0	5.1%	区 分	進捗率	内 訳	事業費	98.0%	（ 9,905 百万円 ／ 10,105 百万円 ）	事業量	護岸工	97.9%（ 1,412 m ／ 1,442 m ）		（ ／ ）	用地取得		（ m2 ／ m2 ）	評価	継続が妥当		
B/C（i=4%）	参考:B/C（i=2%）	参考:B/C（i=1%）	EIRR																													
1.2	1.6	2.0	5.1%																													
区 分	進捗率	内 訳																														
事業費	98.0%	（ 9,905 百万円 ／ 10,105 百万円 ）																														
事業量	護岸工	97.9%（ 1,412 m ／ 1,442 m ）																														
		（ ／ ）																														
用地取得		（ m2 ／ m2 ）																														
評価	継続が妥当																															
【視点2】 今後の事業の進捗の見込み	令和7年度末時点での埋立は全体受入容量の92.4%（214.9万m3/232.4万m3）であり、今後も継続して浚渫土砂の受入れを行う。受入れ時に土運船を護岸内側に入れる通航区間として30m残しており、入船不可能となる水深まで埋立が進んだ時点（R13見込）に締切り護岸を整備する予定である。 <table><thead><tr><th>評価</th><th>継続が妥当</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>						評価	継続が妥当																								
評価	継続が妥当																															
【視点3】 新たなコスト縮減・代替案立案等の可能性	残りの埋立護岸開口部L=30mのケーソン中詰め材は、再生資材を使用する等、従来よりも安価となる材料の使用を検討し、コスト縮減に努める。																															
対応方針（案）	(1)対応方針（案） 本事業を 【 継続 】 する。 (2)理由 本事業は、埋立て処理施設を設置することで浚渫土砂を受入れ、船舶の安全航行を図るものである。近年、港内の水深確保の必要性が一層高まっており、さらに、事業の投資効果も見込まれ、関係機関の調整が順調など、今後の進捗が見込まれることから事業を継続する。																															

令和8年度 公共事業再評価

高潮対策事業:1事業

港湾改修事業:1事業

廃棄物処理施設等整備事業:1事業



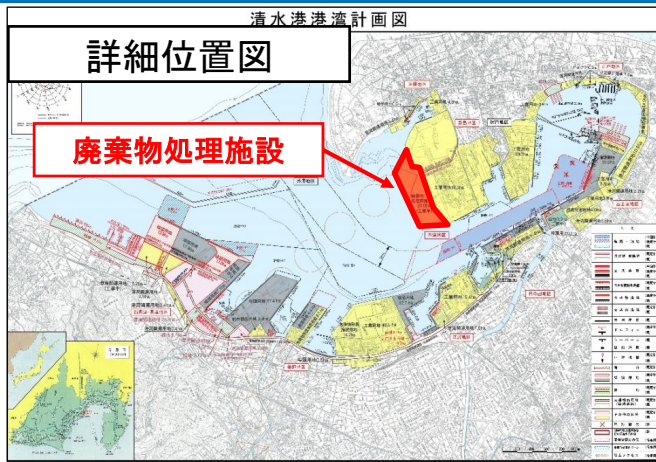
番号	事業名	箇所名	代表事業
29	高潮対策事業	松崎港海岸（松崎地区）	◎
30	港湾改修事業	清水港（江尻地区）	
31	廃棄物処理施設等整備事業	清水港（三保地区）	

交通基盤部 港湾局 港湾整備課

1. 事業箇所位置図



2. 事業概要



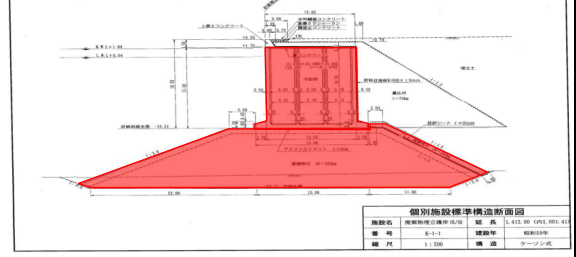
事業目的

清水港においては、船舶の安全航行を目的とした航路等の維持浚渫が必要であるが、海洋投棄が出来ず、内陸処分もますます困難となっている。これを解消するため、港内に外周護岸を建設して海面埋立処分地を確保し、浚渫土による埋立工事を行うものである

事業内容

- ・計画期間：昭和50年度～令和13年度（1976年～2031年）
- ・事業内容：施工延長1,442m
- ・全体事業費：10,105百万円

横断面図



3. 事業を巡る社会情勢の変化

〈事業を巡る社会情勢等の変化〉

都市化の進展や環境保全等の観点から、浚渫土砂の内陸処分や海洋投棄がますます困難となっており、海面埋立てによる処分場の要請が極めて強くなっている。

4. 事業の必要性（事業の効果）

① 浚渫土砂の処理コスト削減便益

海面埋立処分と陸上埋立処分とのコスト差
コスト差 × 処理土量

土砂処分の削減コストを
算出：1,038.4億円（割引後）

② 土地の残存価値

新たに造成される土地の価値
土地単価 × 土地面積

造成後の土地資産価値を
算出：49.4億円（割引後）

③ 建設費

建設費合計
924.6億円（割引後）

費用対効果(B/C) 1.18（前回1.02）

その他 定量的・定性的に把握する効果

・排出ガスの減少

浚渫場所に近い場所へ処分地を確保することで、重機が発するCO2及びNOXの排出量が軽減され環境負荷を低減できる。

・沿道騒音の軽減

海上輸送への転換により、大型ダンプトラック等の交通量が減少するため、周辺道路における騒音や振動、損傷等が軽減される。

5. 事業の進捗状況（令和8年度末見込み）



事業費		98.0%
事業量	護岸工 (1,412m/1,442m)	97.9%

残事業は、土運搬船の通船区間30m入船が不可能となる水深まで埋立が進んだ時点（R13見込）で締切護岸を施工

6. 前回からの変更点・理由

前回からの変更点・理由

区分	前回(R3)	今回(R8)	主な変更理由
①計画期間	S50～R13	S50～R13 (±0)	—
②全体事業費	10,105百万円	10,105百万円 (±0)	—

7. 今後の事業の進捗の見込み

令和7年度末時点での埋立は全体受入容量の92.4% (214.9万m³/232.4万m³)であり、今後も継続して浚渫土砂の受入れを行う。受入れ時に土運船を護岸内側に入れる通航区間として30m残してあり、入船不可能となる水深まで埋立が進んだ時点(R13見込)に締切り護岸を整備する予定である。

●事業推進のための取組

期待に応えるべく、事業進捗に努めるとともに、県だけでなく国とも事業調整を行い清水港内の浚渫土砂を計画的に受け入れ、埋立の完了を目指す。

直近の埋立実績

- ・令和5年 76,442m³
- ・令和6年 90,191m³
- ・令和7年 43,726m³

8. 新たなコスト縮減・代替案立案等の可能性

残りの埋立護岸開口部L=30mのケーソン中詰め材は、再生資材を使用する等、従来よりも安価となる材料の使用を検討し、コスト縮減に努める。

9. 対応方針（案）

(1) 対応方針（案）

本事業を **継続** する。

(2) 理由

本事業は、埋立て処理施設を設置することで浚渫土砂を受入れ、船舶の安全航行を図るものである。近年、港内の水深確保の必要性が一層高まっており、さらに、事業の投資効果も見込まれ、関係機関の調整が順調など、今後の進捗が見込まれることから事業を継続する。